

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年3月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：インドネシア国新首都圏3都市開発計画策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：インドネシア国新首都圏3都市開発計画策定プロジェクト

調達管理番号：24a00972

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年3月19日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国新首都圏3都市開発計画策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

なお、本邦研修に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年6月 ～ 2028年6月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の12%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の12%を限度とする。
- 4) 第4回（契約締結後37ヶ月以降）：契約金額の4%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2025年度(2025年12月頃)
- 2) 2026年度(2026年12月頃)
- 3) 2027年度(2027年12月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部都市・地域開発グループ第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年3月25日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年3月26日 12時まで
3	質問への回答	2025年3月31日 まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年4月11日 12時まで
5	プレゼンテーション	本件では行いません。
6	評価結果の通知日	2025年4月22日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先: https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/4UixfULNG8>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ (PDF) での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。

⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合)

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサル

タントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、活動の実施を進めるにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める項目	特記仕様書（案）での該当条項
1	本業務開始1年後に、新首都圏3都市開発計画（以下、Tri-City Development Plan（TCDP）とする）案の提示が求められており、そのための効率・効果的な策定アプローチを提案すること。ま	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

	<p>た、本計画策定及びその実施については、多岐に渡る関係機関、関係者の巻き込み、体制構築が重要であり、その視点も踏まえた提案とすること。現在、3つのTWGの設置を想定しているが、テーマや数について、別途提案がある場合、その理由も含めて提案すること。</p>	<p>(2) 実施体制 2) テクニカル・ワーキング・グループ (TWG) (3) 業務工程</p>
2	<p>対象区域では各種上位計画 (IKN マスタープラン等) や関連計画 (第3条2. (5) 記載の各種計画他) が存在し、TCDP 策定においては、それらの整合が求められる。特に、TCDP 策定においては、3都市連携の視点、IKN 開発におけるバリクパバン市やサマリダ市の位置づけ、役割を明確にすることが重要である。これら視点を踏まえた、整合方法、3都市連携、IKN 開発を進めるためのバリクパバン市やサマリダ市の役割を議論、検討するための具体的アプローチを提案すること。</p>	<p>第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (3) 業務工程 (4) TCDPに期待される内容と法的位置づけ (5) 関連計画とのすみ分けや整合性の確保</p>
3	<p>TCDP 策定においては、Economic Transformation Master Plan (以下、ETMP とする) の方向性や方針を踏まえながら、3都市における産業促進につながる開発シナリオの策定も求められている。そのアプローチや留意点について、日系企業の投資促進の視点も組み込んで提案すること。</p>	<p>第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (7) 産業開発の方向性 (8) 日系企業の投資促進に向けた取り組み</p>
4	<p>TCDP の中で3都市連携によるインフラ開発を主とする優先プログラム・事業も提示することとしているため、当該優先プログラム・事業を提案するにあたっての優先順位付けのための評価項目や評価手法についても現時点で想定しうるものを提案すること。</p>	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (9) 優先プログラム・事業と実施戦略の提言</p>
5	<p>TCDP の実施に向けた戦略 (例えば、①個別のインフラ事業等を早期にかつ着実に実施するための具体</p>	<p>第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる</p>

	<p>の戦略案、②実施・モニタリング体制案（担当省庁等実施体制）、③TCDPに期待される省庁横断的な機能（セクター計画がTCDPに準拠されるなど）、④必要となるであろう法的位置づけ（例えば大統領令等）についても提案すること。戦略において、DXの視点も組み込み提案すること。</p>	<p>事項 (10) TCDP実施促進のための体制案及び関係機関の能力強化</p>

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年10月
- ・ R/D署名：2025年3月4日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 対象範囲

- 本業務は、別紙「案件概要表」のとおり、3都市（IKN、パリクパバン市、サマリダ市）を対象とした開発戦略、社会経済フレームワーク、土地利用計画及び空間計画等を含む広域計画としてのTCDPの策定を行う。一方、上位計画（Law No.3/22, Perpres No.63/22 等）にてEconomic Super HubとされたIKNの都市機能を補完するためには、周辺2都市を含むTri-Cityとしての連携、開発計画の整合性や相乗効果の追求が重要であることから、左記に留意した内容とする。なお、新首都圏3都市開発計画（以下、「TCDP」（Tri-City Development Plan）という。）は3都市の行政区域を対象とするが、同時に3都市を結ぶインフラ開発計画や地域空間構造（インフラや産業立地を含む）を検討する際には、そのインフラや産業立地がもたらす行政区（プナジャム・パセール・ウタラ郡やクタイ・カルタヌガラ郡等）への影響も分析し、計画に含めて提示する。
- 本TCDPでは、経済・社会・環境の3つの側面で3都市間の相互補完的で持続可能なまちづくりの推進に貢献するための基礎インフラ整備の視点が求められている。そのため、TCDPで扱うセクター別の方針や戦略、具体のインフラ開

発計画の範囲は、宅地開発の他、道路、公共交通、空港、港湾、上下水、廃棄物、電力、防災といったセクターとする。

- さらに、3都市連携の意義、期待については、それぞれの都市や関係機関の立場、役割、地理的要件より、ばらつきがある。首都圏広域開発の視点の3都市連携の意義、役割の共通認識が定まっていないことが、地域の一定的開発、連携促進の阻害要因と考えられる。については、中央省庁（国家開発企画庁（BAPPENAS）、土地空間計画省（ATR/BPN）、公共事業・国民住宅省（PUPR））やヌサンタラ首都庁（OIKN）、東カリマンタン州政府、パルクパバン市、サマリダ市等各関係機関にとってのメリットや、パルクパバン市及びサマリダ市がIKN開発において果たすべき役割を分析・整理し、関係機関と具体の連携方法を提案する。

（2）実施体制

- 本業務は、国家開発企画庁（BAPPENAS（以下、「C/P」という。））を主たる実施機関として、ヌサンタラ首都庁（OIKN）、東カリマンタン州政府、パルクパバン市、サマリダ市を関係機関とする。

1）合同調整委員会（Joint Coordinating Committee（以下、「JCC」という。））

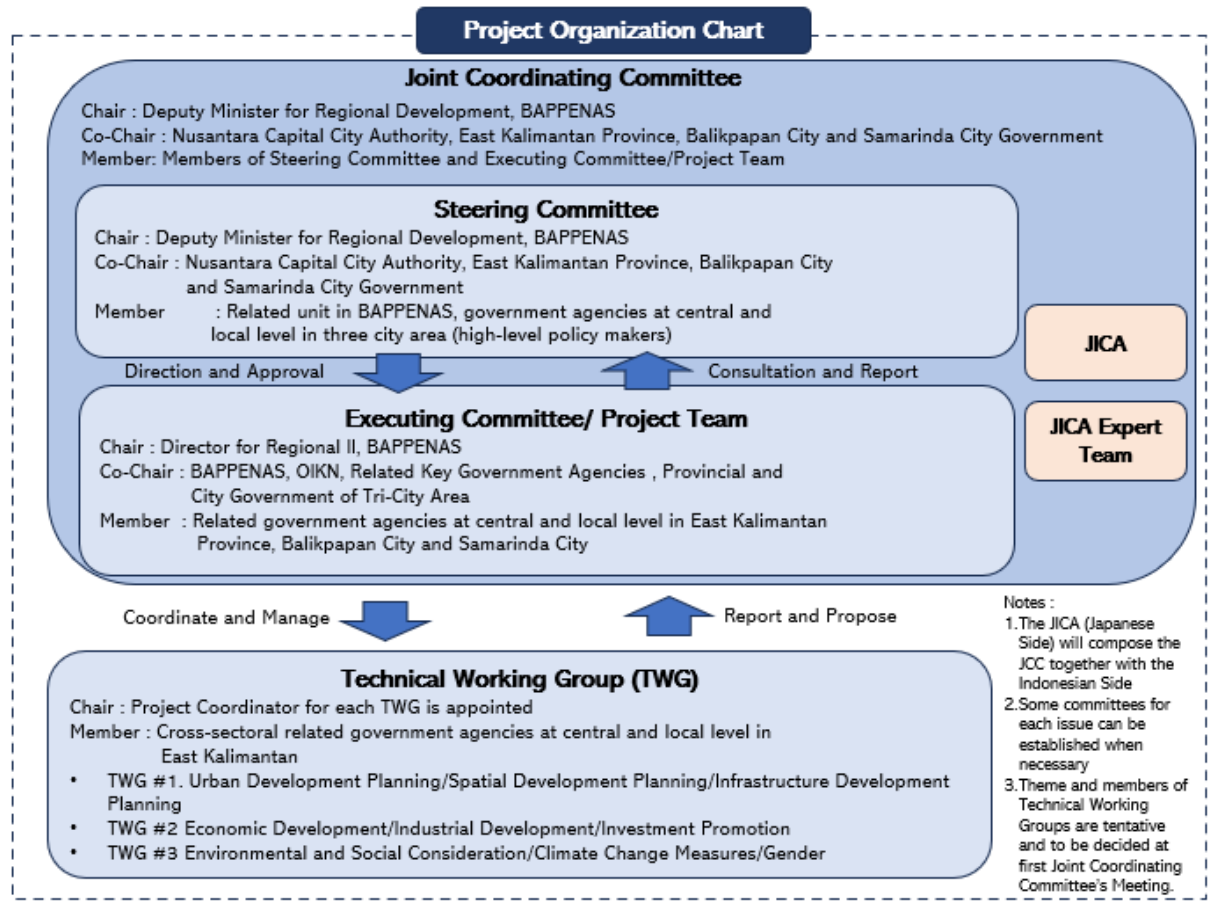
- 発注者とC/Pは、プロジェクトの意思決定機関としてJCCを設置する。
- JCCの議長はBAPPENASのDeputy Ministerを予定しており、通常の事業進捗管理については、BAPPENASのDirector for Regional IIをヘッドとするExecuting Committee／Project Teamが行い、Executing Committee／Project Teamが事業進捗状況について、随時BAPPENASのDeputy MinisterをヘッドとするSteering Committeeに報告する。
- 受注者は、定期的にC/Pと本業務の進捗の確認及び課題の共有・解決策の協議を等行う等、本業務の円滑な実施を目指す。

2）テクニカル・ワーキング・グループ（Technical Working Group（以下、「TWG」という。））

- 本業務においてはテーマ毎（①都市開発／空間計画／インフラ整備計画、②経済開発／産業開発／投資促進、③環境社会配慮／気候変動対策／ジェンダー）に TWGを設置し、C/P のみならず関係機関の実務レベルと専門的、技術的な協議を行う。また、それら活動を通じた能力強化を行う。なお、本業務開始後、TWGの数や課題が追加される可能性がある点にも留意する。
- 計画策定及び実施には、関係機関との調整・連携が重要になることから、同

JCCおよびTWGを十分活用し、実施機関及び関係機関等の協力が得られるよう留意する。

表：JCC等実施体制案



3) 国内支援委員会

- 事業の適切かつ効率的な推進を図り、専門的見地から当該地域の開発に関して助言を求めるため、発注者は都市・地域開発分野の外部有識者による国内支援委員会を設置・運営する。
- 国内支援委員会は発注者及び受注者に対し、本業務の節目において調査方針や結果等に対する助言を行う。

4) 他事業／他機関との連携

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず過去のプロジェクトや専門家、各種調査・研究等も含む）との連携を図る。
- 他ドナーや現地及び日本の民間企業との連携・巻き込みを検討する。

(3) 業務工程

- 本業務においては、C/P等のスピード感に沿った迅速な検討・提案、C/Pとの共同作業の実施を想定している。現地調査等に時間を費やす従来のマスタープラン調査と異なり、開始から1年程度でTCDPのドラフトを策定し、開始から2年後以降はTCDPの更新と同計画に基づいた個別事業の実施体制構築に向けた協力（本業務実施期間中に事業財務分析、実施機関の特定、実施フロー等の提案）を行う。

(4) TCDPに期待される内容と法的位置づけ

- 本業務の成果品であるTCDPはINKへの完全移転の目標年である2045年をターゲットとし、経済・社会・環境の3つの側面で3都市間の相互補完的で持続可能なまちづくりの推進に貢献するための地域空間構造やインフラ開発に重きを置いた計画との位置づけとする。
- また、TCDPビジョンや戦略の策定においては、「インドネシア国新首都を含む東カリマンタン州での地域・都市開発支援に向けた情報収集・確認調査」（2023年5月～2025年2月）において提示された以下のVisionと4つのStrategic Pillarsをベースに本業務開始後、C/P等と協議を行う。
- TCDPの法的位置づけについてはC/P側で確立されておらず、本業務開始後に明確化していく。したがって、本業務では、TCDPが法定計画となる場合のプロセスや必要資料を確認した上で、C/Pが本業務実施中ないしは実施後に主体的に進められるよう側面支援を行う。

表：TCDPにおけるVisionとStrategic Pillars

(引用：「インドネシア国新首都を含む東カリマンタン州での地域・都市開発支援に向けた情報収集・確認調査」(2023年5月～2025年2月))

5.1 Tri-City Development Vision and Strategic Pillars

□ Based on challenges and directions from related plans, Tri-City Development Concept is proposed.

Development Challenges on Tri-City Development (Summary)	<ul style="list-style-type: none"> Develop green, sustainable, and balanced industrial clusters and increase regional potential and investment 	<ul style="list-style-type: none"> Increase QOL of the people through inclusive, diverse, and smart urban development and management 	<ul style="list-style-type: none"> Preserve natural environment, green spaces, and biodiversity Increase climate change and disaster resilience 	<ul style="list-style-type: none"> Strengthen transport and logistics connectivity Develop regional infra. Promote energy transition
	✕	✕	✕	✕
Direction from Development Plans (Summary)	<ul style="list-style-type: none"> Realize Economic Superhub through green, sustainable, innovative and creative economic transformation 	<ul style="list-style-type: none"> Promote sustainable, integrated, and equitable urban development with environmentally friendly facility and infrastructure 	<ul style="list-style-type: none"> Socio-cultural and ecological resilience Preserve biodiversity and environment Low carbon emission 	<ul style="list-style-type: none"> Increase regional connectivity through integrated and environmentally friendly infrastructure



(5) 関連計画との関係性の明確化及び連携や整合性の確保

➤ TCDPの策定においては、IKNマスタープラン (Low No.3, 2022) やIKN詳細マスタープラン (大統領令No.63, 2022) の他、特にTCDPのコンテンツを検討するにあたり関連性の高い以下の計画の内容や進捗を踏まえ、すみ分けや整合性をとることに留意する。

- ① 土地空間計画省 (ATR/BPN) “Nusamba” (2027-2047)
- ② 公共事業・国民住宅省 (PUPR) “RPIW” (2025-2029)
- ③ BAPPENAS “East Kalimantan Economic Transformation Master Plan” (~2045)

(6) 将来人口フレームワークの見直し

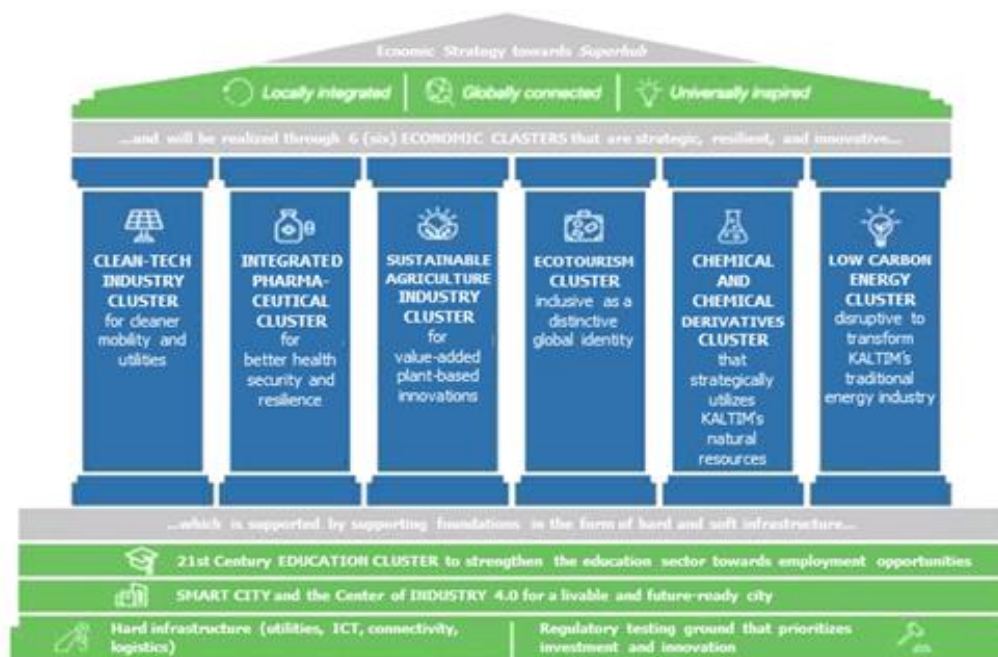
➤ IKN詳細マスタープラン (大統領令No.63, 2022) では、2045年までの推計でIKN (約191.2万人)、バリクパバン市 (約99.6万人)、サマリダ市 (約148.4万人) で約439.2万人とされている。これはバリクパバン市やサマリダ市の2都市で人口300万人の増加が見込まれると判断できる。一方、IKNの開発による左記の2都市の人口増加は50~80万人程度との見方もあり、乖離が見られる。人口増加については、この2都市だけでなく、周辺エリア (例えば、プナジャム・パセール・ウタラ郡、クタイ・カルタヌガラ郡) での人口

増も想定され、それら考慮した見直しを検討し、C/P等と協議の上、合意形成を図る。

(7) 産業開発の方向性

- IKN詳細マスタープラン（大統領令No.63, 2022）では、6つの柱（産業クラスター）と2つの基盤（支援クラスター）を構築することを通じ、IKNの Economic Super Hubを実現する旨が述べられている。一方、それぞれターゲット産業を興すための戦略や誘致方針あるいはスケジュール等を含む活動ロードマップが具備されていないことが現状の課題である。そのため、TCDPの策定においては、目下、BAPPENASが策定中のETMP（Economic Transformation Master Plan）の内容との整合性を持ちつつ、国家開発計画等の上位計画において謳われているグリーン産業の促進につながるようなインフラ整備に重きを置いた開発の方向性や具体の実施体制づくりの提案を行う。
- 3都市の開発においては、グリーンな開発が求められている。したがって、3都市でのグリーン産業の振興の方向性を検討するにあたっては、わが国を含む他国事例を参考に、先方政府のグリーン産業等に係る関連政策等をベースとする。その上で、先行調査等を参考に3都市の各都市が共通して関心を示している観光産業開発、産業開発を支える産業人材育成、将来人口を支える食料増産等を扱う。なお、左記に記した3都市共通の関心事項の検討においては、観光創造経済省や労働省、農業省といった中央省庁を巻き込みながら、早い時期から具体的な取り組みに向けた体制づくりを提案する。一方、エネルギー開発等の比較的長期的な検討や戦略づくりが必要なものは、TCDPでそのあるべき方向性を示しつつ、今後本業務が終了した後に、より詳細な計画づくりや議論ができるための先方政府関係者間の議論の場を、業務期間中に提供するなどして、実施体制づくりに向けた協力を行う。

表：IKN詳細マスタープラン（大統領令No.63 2022）では、6つの柱（産業クラスター）と2つの基盤（支援クラスター）



（8）日系企業の投資促進に向けた取り組み

- TCDPにおける産業開発の方向性やインフラ開発計画策定において、参考となる日本の具体事例等について、現地ワークショップや本邦研修を活用しC/P等に紹介する。また、TCDPの策定過程において、C/P等と共同してTCDPのドラフト案を示しつつ、より実現性を高めるための内容とするための日系企業との意見交換会を現地及び本邦にて企画・実施する。

（9）気候変動対策に資する計画

- 本業務は、温室効果ガスを2030年までに31.89%（国際的な支援が得られる場合は 43.2%）削減するという、気候変動緩和策における同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標への貢献が期待される。したがって、脱炭素・低炭素型の3都市の開発促進に向けて、JICA Climate-FIT 緩和版および適応版等を参考に、温室効果ガス（GHG）排出量削減効果の推計が可能か否か予備的検討を行う。予備的検討が可能である場合は、現在及び将来の気候変動の影響の予測・本事業に与える影響の評価（気候リスク評価）及び影響への対応策（適応オプション）の検討、裨益人口の推定による本業務の気候変動対策への貢献度について測定可能か検討する。

(10) ジェンダー主流化・インクルーシブな開発を考慮した計画

- 詳細計画策定調査にて実施したジェンダーを所掌する関係機関からのヒアリングにて判明した、性別役割分業意識、ジェンダーに基づく暴力の存在、新首都開発における女性の代表の不足といったジェンダーに基づく課題に対し、本業務で策定予定の広域計画としてのTCDPに、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを実施するための施策と計画を含める。また、左記の施策と計画の策定過程においても、女性や貧困層、子供、高齢者、障害者、性的マイノリティ等の人々の参画促進を図りつつ、女性行政官向けの能力強化等にも取り組むこととする。
- 現地及び本邦での研修を実施する際には、ジェンダーバランスを考慮した上で、研修員の選定を行う。
- なお、具体の検討においては、「JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き（都市開発・地域開発）」等を参考にする。

(11) 収集資料・データの利用・公開に向けた対応

- 本プロジェクトで収集する広範な資料・データについては、今後対象地域への進出を検討している民間企業や他援助機関等の参考情報として、内容を整理した上で可能な範囲で外部公開する。
- 情報の利活用を図ることを念頭に、今後、発注者が各種データや情報を活用できるように各情報やデータの説明書や付属書を策定の上、各データや情報をプロジェクト終了時に発注者へ提出する。
- データの取得に当たっては、文献やC/Pへの照会等を通じて相手国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ発注者へ提出する。
- 業務の中で収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Webへのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

(12) 発注者への事前説明

- 各種レポート等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・C/Pに提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 本業務においては国内支援委員会が設置される。発注者とすり合わせた内容を同委員会に説明し、その上で相手国側に提示することを基本とする。
- 相手国政府・C/Pとの間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が

困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける。

- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取る（必要に応じて打合簿を作成する）。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) 業務計画書の作成

- R/D及び関連調査・関連事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討する。
- 共通仕様書に基づき業務計画書を作成し、発注者の承認を得る。
- 特に関連調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国関係者に検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。

(2) インセプションレポートの作成／改定

- 業務計画書の内容を踏まえて、インセプションレポート（案）を作成し、その内容について発注者の承認を得る。
- 現地業務開始時にC/Pを含む相手国政府関係機関にプロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について説明・議論し、必要に応じて内容の見直しを行い、C/Pと合意する。

(3) 現況及び課題の分析

- 新首都圏（IKN、パリクパバン市、サマリダ市及び周辺エリア）の現況把握を目的として、以下の項目について既存計画・調査結果の収集、レビュー・分析、現地踏査を行う。3都市（IKN、パリクパバン市、サマリダ市）を対象とした広域の開発計画としてのTCDP策定において、不足する情報について必要に応じて補足調査を行い、効率的に現況把握と分析を行う。

1) 関連計画・政策

2) 既存関連法制度・基準、都市計画・都市開発関連制度

3) 関係機関・組織の役割・業務内容、財務状況、実施体制

4) 社会経済状況・経済活動、人口動態・分布等を中心とした社会経済状況(3)

都市及び周辺エリアの将来人口フレームワークの見直しを含む)

- 5) 自然環境概況
- 6) 土地利用現況
- 7) 都市開発に係る計画、各セクター計画／事業実施状況
- 8) 他ドナーの支援状況と進捗
- 9) GISの整備・活用状況
- 10) デジタルトランスフォーメーション (DX) 導入及び気候変動対策状況
- 11) グリーンインフラ及び環境に配慮したインフラ開発の適用可能性

(4) 3都市の開発のビジョン・戦略案の策定

- 上述の現況レビューによる課題の分析や、JICAが実施中の「インドネシア国新首都を含む東カリマンタン州での地域・都市開発支援に向けた情報収集・確認調査」(2023年5月～2025年2月)で打ち出したビジョン・戦略(第3条2.(4)参照)を踏まえ、3都市(IKN、パルクパバン市、サマリダ市)の広域計画としてのTCDPの以下1)から4)の項目を実施する。
 - 1) 3都市(IKN、パルクパバン市、サマリダ市)の開発ビジョン(案)の策定
 - 2) 開発ビジョンの実現と都市開発の進展のための基本戦略(案)の策定
 - 3) 社会経済フレームワークの設定(人口動態・予測、経済動向・予測等)
 - 4) 開発代替シナリオの作成及びステークホルダー協議等の開催支援を通じた意見聴取結果や環境社会配慮における影響予測も含めた代替案の評価

(5) 交通実態調査・需要予測

- 新首都圏(主にIKN、パルクパバン市、サマリダ市の3都市間)の交通需要予測を把握する上で必要な交通実態調査を立案し、これを実施する。交通実態調査については、予算制約に鑑み、既存調査や資料等を最大限活用し、効率的に実施する。
- 既往調査等があればそれも参考にしつつ、2045年を目標年とした交通解析ゾーン毎の現況の社会経済フレームを作成し、交通実態調査の結果を踏まえ、現況再現性のある交通需要予測モデルを構築と、当該モデルを用いた需要予測を行う。なお、需要予測結果は後述の土地利用計画策定に活用する。

(6) 戦略的環境アセスメント(SEA)の実施

- 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2022年1月公布)(以下、「JICA環境社会ガイドライン」という。)に基づき、以下の戦略的環境アセスメントを

行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

➤ 主な調査項目は以下のとおり。

- 1) 政策、計画等の目的・目標の検討
- 2) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離
 - c) 関係機関の概要
- 3) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）
- 4) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討
- 5) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 6) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認
- 7) 影響の予測
- 8) 影響の評価及び代替案の比較検討（PPPレベル）
- 9) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 10) モニタリング方法の検討
- 11) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙5を参照。）

➤ なお、本調査開始時にカウンターパートと、上述のSEAの必要性和ガイドラインの整備状況など最新情報を確認のうえ、本調査にて行うSEAの範囲、手続き・内容等について確認しながら進める²。

（7）土地利用計画の策定

➤ 現状の3都市それぞれの空間構造と都市の拡張の方向や産業開発の動向等をレビューし、3都市の広域の土地利用計画を策定する。なお、IKNの政府コアエリ

² 環境社会配慮にかかる情報収集にあたっては、再委託（現地）を可とする。

ア（KIPP）については既存の土地利用計画をそのまま準用する。

- 策定する土地利用計画は個々の都市レベルの計画ではなく、新首都3都市開発計画の広域レベルでの開発ビジョンや基本戦略を実現するための広域土地利用計画を想定している。
- 交通実態調査・需要予測の結果を踏まえた土地利用計画との一体的なTCDP策定を行う。

（8）主要セクター開発戦略のレビューと更新、並びに空間計画とインフラ開発計画策定

- 経済・社会・環境の3つの側面で3都市間の相互補完的で持続可能なまちづくりの推進に貢献するための基礎インフラ整備の視点から、3都市及び影響を受ける周辺エリアを対象とした宅地、道路、公共交通、空港、港湾、上下水、廃棄物、電力、防災といった主要セクターの開発戦略のレビューと更新、並びに3都市連携の視点から同対象エリアにおける空間計画及びインフラ開発計画を策定する。

（9）優先プログラム・事業と実施戦略の提言

- TCDPのビジョン・戦略を実現するために重要となるインフラ開発を主とする優先プログラム・事業を優先順位軸も含め選定・提案し、概要や実施上の留意点等を提言する。また、これらを早期にかつ着実に実施していくための戦略として、実施機関の明確化、実施促進・モニタリングのためのメカニズム、投資・予算の確保に向けた戦略、評価・モニタリング等必要な実施戦略を提案する。優先プログラム・事業の選定・提案、実施戦略の提案にあたっては、想定される実施機関と協議の上、予算計画も含む短中長期戦略も含めたより実現可能な提案とする。

（10）TCDP実施促進のための体制案及び関係機関の能力強化

- JCCをベースに、中央省庁、自治体を含む関係機関から構成される3都市連携した都市開発・インフラ開発のための最適な連携・調整メカニズム及びプラットフォーム等の組織体を設置する。また、本業務期間終了後も継続するために運営規定を検討する。
- 上述の運営規定をもとに連携・調整メカニズムの運営を行い、改善点があれば規定に反映する。また、必要に応じドナーコミュニティとの会合も設置し、関係者間での3都市における都市計画・インフラ開発に係る情報共有・意思決定の場として活用する。
- 上述の結果を踏まえ、連携・調整メカニズムの運営規定の承認に係る支援を行う。承認主体については本業務開始後、C/P等と協議の上、明確化させる。

(11) プログレスレポートの作成・説明・協議

- 成果を取りまとめたプログレスレポートを作成する。プログレスレポートには下記の項目を含める。
 - 関連資料・情報の収集、整理および分析
 - 都市開発及びインフラ開発に関する現状及び将来計画の把握及び分析
 - 開発ポテンシャルにかかる情報収集および分析
 - 開発ビジョン・戦略のレビューと見直しに係る検討
 - 将来人口フレームワークの検討
 - 開発シナリオの設定
 - 土地利用状況の確認
 - 社会・経済状況（地理的状況を含む）の確認
 - 気候変動対策状況の確認及びDXの導入状況や新規適用に関する検討
 - 都市間の交通実態調査の実施と交通需要予測
 - 各種インフラ整備状況の分析
 - 他ドナーの活動状況調査
 - 関連する政策、規制、政策決定プロセス等（環境・社会面の法制度概要の調査を含む）の把握及び分析
 - 関係機関及び組織の把握、分析
 - 中長期的な社会経済フレームワークの設定
 - TWGの活動状況等
 - 広報活動・投資促進の実施状況等
- プログレスレポートの内容については、JCC にて基本了解を得るために、事前に相手国関係者への説明方法等について検討を行う。

(12) インテリムレポートの作成・説明・協議

- それまでの成果を取りまとめ、インテリムレポートを作成する。プログレスレポートの更新内容に加え、以下の項目を含める。
 - 優先プログラム・事業の選定（優先順位を含める）
 - 優先プログラム・事業実施のための戦略案
 - 戦略的環境アセスメント（SEA）の実施結果
- インテリムレポートの内容については、JCC にて相手国関係者に説明し基本了解を得ると共に、既存計画への反映方法、実施体制、相手国内での説明方法等について協議を行う。

(13) TCDPの更新／モニタリングに係るワークショップの開催

- 本業務開始後1年を目途に策定したTCDPについて、本業務期間中及び本業務終了後の活用方法や更新に当たって考慮すべき点、モニタリング方法などについてワークショップなどを行い、関係機関間の合意形成や管理能力の能力向上を図る。なお、年2回（3年で6回）程度の頻度を想定する。

(14) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議

- マスタープランを中心にすべての調査成果について、助言を踏まえて修正した上で、C/Pに対する提言をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめる。
- C/Pに説明し、基本的了解を得る。
- ドラフト・ファイナルレポートの内容を簡潔に説明する発表資料を作成する。
- 発表資料は C/Pからのコメントを反映し修正し、将来の開発計画承認／マスタープラン承認の場において、C/P が活用することを視野に入れる。

(15) 結論と提言

- 本業務の全体的な結果、留意事項等を含む結論と、TCDPの先方政府承認後の実施に係る相手国実施機関に対する提言を取りまとめる。

(16) セミナーの開催

- 本調査の成果を広く周知することを目的として、対外向けセミナーを開催する。出席者は、関係者やステークホルダーをはじめ、マスコミなどを通して広く通知する。セミナーの対象者は100名程度（業務開始時、TCDP素案完成時、業務中間時点、業務終了時の計4回開催）を想定する。

(17) ファイナル・レポートの作成

- ドラフト・ファイナルレポートに対する発注者やC/P等のコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、発注者に提出する。

(18) 広報用資料

- インセプションレポート（IC/R）、プログレスレポート（PR/R）、インテリムレポート（IT/R）等の各タイミングで本業務の概要（Power Point 1～2枚程度）とその時点での調査結果をまとめた広報用資料（Power Point 合計4～8枚程度）を作成し、発注者に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。
- 本業務にて策定したTCDPの概要に係る広報資料（Power Point 10枚程度）をフ

ファイナル・レポートの内容に即して作成し、発注者に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。

- C/P等の了承を得た上で、業務の進捗等を対外的にPRするための広報用資料（Power Point 5枚程度）やWebサイト等SNS公開用記事（和文、英文）を半年に1回（計6回を想定）作成し、発注者に提出する。写真、図説等を使用し、簡潔かつ明瞭なデザインを検討する。同様の目的でTCDPの概要をまとめた広報用動画（ショートバージョン（5分程度）及びロングバージョン（10分程度））も英語、インドネシア語（和文字幕あり）で作成し、FR提出時に合わせて発注者に提出する。

（19）本邦研修

- 本業務に関連し本邦研修を実施する。本邦研修実施業務は本契約の業務には含まれず、研修日程を確定した後、発注者・受注者協議の上で、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）。

表 本業務にて対応する本邦研修

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成に資する、広域の都市間連携やインフラ開発、並びにグリーン産業振興に係る開発手法や知識を習得するもの。
実施回数	合計2回
対象者	C/Pの実務者・管理職
参加者数	約12名/回
研修日数	約10日（移動日を含む）/回

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又はPDFデータも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	
インセプションレポート (ICR)	初回現地調査前	英語	電子データ	
プログレスレポート (PR/R)	開始約8ヶ月後	日本語／英語	電子データ	
インテリムレポート (IT/R)	プログレスレポート提出から約6ヶ月後	日本語／英語	電子データ	
ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)	契約履行期限末日の約3ヶ月前	日本語／英語／	電子データ	
ファイナル・レポート (F/R)	契約履行期限末日	英語	製本	12部
			CD-R	5部
		日本語	製本	5部
			CD-R	5部

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) インセプションレポート (ICR)

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要 (背景・経緯・目的)
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制 (JCCの体制等を含む)
- ⑤ 業務フローチャート
- ⑥ 詳細活動計画 (WBS : Work Breakdown Structure 等の活用)
- ⑦ 要員計画

- ⑧ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑨ その他必要事項

- (3) インテリムレポート (IT/R)、プログレスレポート (PR/R)、ドラフト・ファイナルレポート (DF/R)、ファイナル・レポート (F/R)
 - ① 要約
 - ② TCDP案／それまでの調査成果
 - ③ TCDP具現化に向けての提案 (DF/R、F/Rの場合) もしくは次期活動計画 (PR/R、IT/Rの場合)

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、ファイナル・レポートにも添付する。

- (1) 交通実態調査報告書
- (2) 環境社会配慮調査 (戦略的環境アセスメント (SEA)) 結果
- (3) 収集データ
- (4) 各種活動や調査に係る写真集
- (5) 研修講師用教材、マニュアル類
- (6) ファイナル・レポート (F/R) のインドネシア語仮訳版
- (7) 広報動画

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画 (WBS 等の活用)
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人 (ローカルコンサルタント等) への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	環境社会配慮調査	第4条2. (6)に記載のとおり	一式	定額計上
2	交通実態調査	IKN、パリクパバン市、様リンダ市の3都市間の交通需要予測を行う。なお、既存データがあれば最大限活用し、補足調査の規模を合理的な範囲で効率的に実施する。	一式	定額計上
3	広報用動画	第4条2. (18) 記載のとおり	一式	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名：インドネシア共和国（以下「インドネシア」）

案件名：新首都圏3都市開発計画策定プロジェクト

Project for Formulation of Tri-City Development Plan

2. 事業の背景と必要性

（1） 当該国における都市開発セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
2019年8月、ジョコ・ウィドド大統領（当時）は、慢性的な地盤沈下・洪水や渋滞等の問題を抱えるインドネシアの首都ジャカルタから東カリマンタン州への首都移転構想を国会で表明した。これを踏まえ、国家開発企画庁（以下「BAPPENAS」）は2020年に首都移転に係るマスタープランを策定し、その後、土地空間計画省による空間計画との整合作業を経て、東カリマンタン州のクタイ・カルタネガラ県と北プナジャム・パスール県にわたる地域が新首都予定地に選定された。2021年9月には首都移転法案が国会に提出され、2022年1月、インドネシア国会はジャカルタから新首都（ヌサンタラ）への移転法案を可決した。

インドネシア政府は、今後段階的に首都移転を行い、完全移転の目標時期を独立100周年の2045年としているが、一部政府機能については第1フェーズとなる2024年中に「政府コアエリア」（以下「KIPP」）へ移転することを目標としている。また、2022年以降、新首都の運営を担う行政機関「ヌサンタラ首都庁（以下「OIKN」）」が設立され、首都移転事業に係る権限を順次OIKNへ移行するなど、実施体制構築が進められている。加えて、公共事業・国民住宅省は、KIPPの34の基礎インフラ（道路、橋梁、排水施設、庁舎、官邸、住宅等）の整備を進めており、カリマンタン島外から約20万人の労働者や、KIPPへの政府機能の一部移転に伴う省庁関係者の転入（約6万人）が予定されている。

かかる状況の下、JICAは「インドネシア国新首都の開発にかかる情報収集・確認調査」（2022年6月～2025年2月）を実施し、新首都開発計画のレビューとKIPPの基礎インフラ整備の状況調査を実施した。同調査では、新首都に位置する東カリマンタン州の経済都市バリクパパン市及び同州都サマリダ市と新首都の相互補完的な開発に向けて、インドネシア側から「Tri-City Development」として3都市の広域連携の重要性が示された。また、新首都エリアは当面行政機能に特化して開発される予定であり、上位計画（Law No.3/22, Perpres No.63/22 等）にてEconomic Super Hubとされた新首都の都市機能を補完するためには、周辺2都市を含むTri-Cityとしての連携、

開発計画の整合性や相乗効果の追求が重要である。かかる観点から、JICAは「インドネシア国新首都を含む東カリマンタン州での地域・都市開発支援に向けた情報収集・確認調査」（2023年5月～2025年2月）を通じて、Tri-City Development Planのコアとなるコンセプト案の検討などを行った。並行して、BAPPENASは2045年までの国の経済変革を遂げるための計画の一つとして東カリマンタン州を対象としたEast Kalimantan Economic Transformation Master Planも策定中である。

こうした中、2023年にインドネシア政府は日本政府に対し、Tri-City Development Plan策定に係る技術協力を要請した。本事業は、3都市の広域計画としてのTri-City Development Planを策定し、かつ3都市連携に係る実施体制構築に向けた提案等を行うことにより、経済・社会・環境の3つの側面で3都市間の相互補完的で持続可能なまちづくりの推進に貢献するものである。

本事業は、脱炭素・低炭素を含む持続可能な都市の構築が期待できることから、温室効果ガスを2030年までに31.89%（国際的な支援が得られる場合は43.2%）削減するという、気候変動緩和策における同国のパリ協定に基づくNDCにおける目標と整合する。また、同計画には新首都のヌサンタラに加え、周辺のバリクパパン市やサマリダ市の都市計画も含まれる。バリクパパン市は沿岸部に位置するため気候変動が原因と考えられる台風や大雨による高潮被害、サマリダ市は河川に近接するため洪水リスクに晒されており、これら周辺都市における災害の強靱化にも資するマスタープラン策定を支援することは、気候変動適応策の面においても同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

（2） 都市開発セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題

我が国政府の「対インドネシア共和国国別開発協力方針（2017年9月）」では、重点分野の一つとして「均衡ある発展を通じた安全で公正な社会の実現に向けた支援」を掲げ、「地域開発・地域産業振興プログラム」を通じ地方の経済社会開発を主導する開発政策の策定と実施を支援するとしており、本事業は同プログラムの実現に貢献するものである。

また、「対インドネシア共和国JICA国別分析ペーパー（2018年6月）」においては、「地域開発・地域産業振興プログラム」を重要課題としており、本事業は広域の地域開発計画策定を行うという面で、左記の協力方針に合致する。その成果は、SDGsゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」、ゴール11「包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及びゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」に貢献すると考えられる。

加えて、本事業は Tri-Cityの広域の地域開発計画策定を行い、各都市が抱える都市課題の解決と更なる都市の魅力の創造などを通じて、Tri-Cityが相互に連携した持続可能な都市開発を行うものであり、JGA「都市・地域開発」におけるクラスター戦略「まちづくり」にも合致するものである。以上より、JICA が本事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応

アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）は、2019年よりIndonesia's Economic Growth Support Activity（EGSA）を実施しており、その一環として2024年10月末まで Economic Transformation Masterplanの策定支援や新首都移転に係る技術支援、国家長期開発計画の財務フレームの策定支援等を実施済み。また、2022年より実施している地域主導型都市持続可能性プログラム（Program for Local and Urban Sustainability（PLUS））の下、森林都市としての新首都予定地（ヌサンタラ）の開発に係る技術的助言と報告書作成を予定している。また、アジア開発銀行（ADB）は、インドネシア政府との間で、ヌサンタラをCarbon Neutral Forest Cityとして計画・開発するための協力覚書を取り交わし済み。本事業と上記いずれの取り組みも、本事業との間で協力内容の重複は無いが、本事業実施時には、相互に必要な調整及び連携を行う。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は新首都ヌサンタラ、バリクパパン市、サマリダ市の3都市を対象に、3都市の広域計画としてのTri-City Development Plan策定を支援し、かつ3都市連携に係る実施体制の構築提案等を行うことにより、経済・社会・環境の3つの側面で3都市間の相互補完的で持続可能なまちづくりの推進に貢献する。

(2) 総事業費

約3.2億円

(3) 事業実施期間

2025年4月～2028年4月（計36ヵ月）

(4) 事業実施体制

実施機関：国家開発企画庁（BAPPENAS）

関係機関：ヌサンタラ首都庁（OIKN）、東カリマンタン州政府、バリクパパン市、サマリダ市等

(5) インプット（投入）

1) 日本側

①調査団員派遣（合計約 49.8 人月）：

- (ア) 業務主任者／都市開発計画／地域開発計画
- (イ) 空間計画・土地利用計画／宅地開発
- (ウ) インフラ整備計画（道路、公共交通、空港、港湾、上下水、廃棄物、電力、防災）
- (エ) グリーンインフラ／DX
- (オ) 経済開発／投資促進／産業人材
- (カ) 地域経済分析
- (キ) 事業財務分析
- (ク) 組織制度／組織能力強化／人材育成
- (ケ) 環境社会配慮／気候変動対策／ジェンダー

②研修員受け入れ

③その他（現地セミナー・ワークショップ）

2) インドネシア国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(6) 計画の対象（対象分野、対象規模等）

対象分野：都市・地域開発

対象地域：面積（3都市：3,782.72km²）

人口（3都市：約439.2万人、2045年推計）

(7) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA は「インドネシア国新首都の開発にかかる情報収集・確認調査」（2022年6月～2025年2月）を実施し、新首都開発計画のレビューとKIPPの基礎インフラ整備の状況調査を実施中。同調査では、新首都圏に位置する東カリマンタン州の経済都市バリクパパン市及び同州都サマリンダ市と新首都の相互補完的な開発のための「Tri-City Development」コンセプトに基づく広域連携の重要性を提言。

JICAは科学技術協力（SATREPS）「沿岸でのレジリエント社会構築のための新しい持続性システム」において、一部東カリマンタン州を対象として、最新のモニタリング・モデリング・グリーンインフラ等の科学的エビデンスに基づく沿岸地域の防御機能向上および社会実装手法の構築ならびに、最新技術を用いたモニタリング網の整備および解析技術の移転を行っている（2022～2027年）。

この他、類似案件として西ジャワ州のパティンバン港周辺の地域開発を目的とした技術協力「インドネシア国パティンバン港周辺におけるレバナ地域開発プロジェクト」（2024年～2026年）を実施中。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

アメリカ合衆国国際開発庁（USAID）は地域主導型都市持続可能性プログラム（Program for Local and Urban Sustainability（PLUS））として森林都市としての新首都予定地（ヌサンタラ）の開発に係る技術的助言と報告書作成を予定している（2025～2029）。また、アジア開発銀行（ADB）は、インドネシア政府との間で、ヌサンタラをCarbon Neutral Forest Cityとして計画・開発するための協力覚書を取り交わし済み。

（8）環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1）環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：B
- ② カテゴリ分類の根拠：本業務は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないとは判断されるため。
- ③ 環境許認可：本格調査にて確認。
- ④ 汚染対策：本格調査にて確認。
- ⑤ 自然環境面：本格調査にて確認。
- ⑥ 社会環境面：本格調査にて確認。
- ⑦ その他・モニタリング：本格調査にて確認。

2）横断的事項：

本事業は効率的な都市開発、土地利用、インフラ整備のマスタープランを策定することにより従来の都市に比べ脱炭素・低炭素型の都市の構築が期待できることから、気候変動緩和策（副次的目的）に資する可能性がある。また、周辺のバリクパパン市は沿岸部、サマリダ市は河川に近接しており気候変動が原因と考えられる高潮や洪水に対するリスクがあることから、これらの都市における災害への強靭性を高めることにより気候変動適応策（副次的目的）に資する可能性がある

3）ジェンダー分類：

【ジェンダー案件】 「GI（S）ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由>

詳細計画策定調査にて実施したジェンダーを所掌する関係機関からのヒアリングにて判明した、性別役割分業意識、ジェンダーに基づく暴力の存在、首都開発における女性の代表の不足といったジェンダーに基づく課題に対し、本事業で策定予定の、広域計画としてのTri-City Development Planに、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを実施するための施策と計画を記載する章を設けることについて合意したため。なお、策定過程においても、女性の参画促進を図りつつ、女性行政官向けの能力強化等にも取り組むことを予定している。

（9）その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

- (1) インパクト(事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標)
新首都ヌサンタラ、バリクパパン市、サマリダ市の3都市を対象とした広域計画としてのTri-City Development Planが関係機関によって活用されることにより、経済・社会・環境の3つの側面で相互補完的で持続可能な都市・地域開発が推進される。
- (2) アウトプット
 - (ア) Tri-City Development Plan(案)の策定
 - (イ) Tri-City Development Plan実施促進のための体制案の提言
 - (ウ) Tri-City Development Plan策定及び実施等に係る関係機関の能力強化
- (3) 調査項目
 - (ア) 対象3都市に関連する各種上位計画及び既往調査等のレビュー・分析
 - (イ) Tri-City Development Planの策定支援
 - (ウ) Tri-City Development Planの実施促進体制の提案
 - (エ) Tri-City Development Planの策定及び実施等に係る関係機関の能力強化

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
 - ・特になし
- (2) 外部条件
 - ・政権交代などにより、治安悪化や大きな政策転換がない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

モンゴル「都市開発実施能力向上プロジェクト」の終了時評価(2013年度)において、多数の関係者の関与が必要な場合には、プロジェクト開始に際して、組織横断的なタスクフォース設置等、幅広い関係者を巻き込んだ効果的なプロジェクト推進体制を構築することが重要であることが、教訓として述べられている。

また、セネガル国「ダカール首都圏開発マスタープラン策定プロジェクト」の終了時評価(2016年度)においても、都市開発はセクター横断的な対応が求められるため、往々にして提案内容が通常の都市計画機関の所掌を越えており、適切な関係機関の関与を得ながらマスタープランを策定する必要があることが教訓として述べられている。

本事業では、3都市連携の広域計画としてのTri City Development Planの策定を行うため、計画の内容に係る合意形成やその後の実施体制構築を支援するにあたり、対象

となる中央省庁や地方自治体の連携が重要になる。そのため、本事業では、Joint Coordinating CommitteeやTechnical Working Groupを立ち上げ、組織横断的に意思決定や各種調整の場として機能させていくことに留意する。

7. 評価結果

本事業は、インドネシア国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針・分析に合致し、Tri-City Development Planの策定や左記を踏まえた各都市の既往計画の見直しに加え、3都市連携に係る実施体制の構築支援を行うことにより、3都市（Tri-City）の持続可能なまちづくりに貢献するものであり、SDGsゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」、ゴール11「包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」及びゴール13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（1） 事後評価に用いる基本指標

- ・ 策定された Tri-City Development Plan の位置づけが明確化され、正式な計画として承認されている。
- ・ 策定された Tri-City Development Plan の提案内容が各種開発政策や計画においても反映され、具体の個別事業の実施促進（各種調査・実施等）がなされている。

（2） 今後の評価スケジュール

事業完了3年後 事後評価

以上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：都市開発マスタープラン策定（土地利用、インフラ整備計画等の経験があるものが望ましい）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：インドネシア国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程 2025年6月～2028年6月

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約52.53人月

本邦研修に関する業務人月4.8人月（2回分）を含みます（本経費は定額計上に含まれます）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

2) 渡航回数を目途 延べ46回

上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査
- 交通実態調査
- 広報用動画

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 本事業に係る詳細計画策定調査報告書
- 本事業に係る詳細計画策定調査会議議事録（M/M（R/D 案含む））
- 本事業に係る事業事前評価表
- 「インドネシア国新首都を含む東カリマンタン州での地域・都市開発支援に向けた情報収集・確認調査（QCBS）」ファイナルレポート案
（※非公開版につき、利用後の破棄等の確認及び同意書の提出を頂ける場合に限り配布可）

照会先：imgge@jica.go.jp

2) 公開資料

- 「インドネシア国インドネシア新首都開発にかかる情報収集・確認調査報告書」ファイナルレポートⅠ（公開版）

https://openjicareport.jica.go.jp/431/431/431_108_12385522.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/D案を参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有 BAPPENASオフィス（ジャカルタ）、パルクパバン市庁舎、サマリンドア市庁舎を予定。
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いいたします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】 249,808,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示して下さい。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案

に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（32,596,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費目項目
1	環境社会配慮調査	第2章 特記仕様書案 第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 （6）戦略的環境アセスメント（SEA）の実施 第6条 再委託 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件 （3）現地再委託	10,000,000円	調査費一式	再委託費
2	交通実態調査	第2章 特記仕様書案	3,000,000円	調査費一式	再委託費

		<p>第4条 業務の内容</p> <p>2. 本業務にかかる事項</p> <p>(5) 交通実態調査・需要予測</p> <p>第6条 再委託</p> <p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>2. 業務実施上の条件</p> <p>(3) 現地再委託</p>			
3	本邦研修にかかる経費	<p>第2章 特記仕様書</p> <p>第4条 業務の内容</p> <p>2. 本業務にかかる事項</p> <p>(19) 本邦研修</p> <p>第6条 再委託</p> <p>第3章 プロポーザル作成に係る留意事項</p> <p>2. 業務実施上の条件</p> <p>(3) 現地再委託</p>	<p>16,596,000円</p> <p>円≡ (報酬)</p> <p>14,425,400円</p> <p>円+ (直接経費)</p> <p>2,170,560円</p>	<p>1回の研修につき、報酬(事前業務(3号0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.5人月、4号0.5人月:研修内容を踏まえ提案、見直し可)、直接経費1,085,280円)</p>	<p>報酬</p> <p>国内業務費</p>
4	広報用動画	<p>第2章 特記仕様書案</p> <p>第4条 業務の内容</p> <p>2. 本業務にか</p>	3,000,000円	<p>調査費一式</p> <p>(TCDPの概要をまとめた広報用動画(ショートバージョン(5</p>	再委託費

	かる事項 (18) 広報用 資料 第6条 再委託 第3章 プロポ ーザル作成に係 る留意事項 2. 業務実施上 の条件 (3) 現地再委 託		分程度) 及びロ ングバージョン (10分程度)も 英語、インドネ シア語(和文字 幕あり)	
--	--	--	---	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください(千円未満切捨て不要)。

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用(買替対応費用)を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください(首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)